

2024年度（2025年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	182,462	保 険 契 約 準 備 金	6,788,734
預 貯 金	182,462	支 払 備 金	42,300
コ ー ル ロ ー ン	10,000	責 任 準 備 金	6,702,031
買 入 金 銭 債 権	70,410	契 約 者 配 当 準 備 金	44,402
金 銭 の 信 託	1,000	再 保 險 借	1,662
有 価 証 券	6,597,703	そ の 他 負 債	58,527
国 債	2,914,407	未 払 法 人 税 等	17,074
地 方 債	185,579	未 払 金	4,737
社 債	1,164,807	未 払 費 用	14,460
株 式	272,296	前 受 収 益	593
外 国 証 券	1,687,102	預 り 金	558
そ の 他 の 証 券	373,510	預 り 保 証 金	8,404
貸 付 金	833,057	金 融 派 生 商 品	8,289
保 険 約 款 貸 付	81,253	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	558
一 般 貸 付	751,804	リ ー ス 債 務	419
有 形 固 定 資 産	168,438	資 産 除 去 債 務	2,124
土 地	94,070	仮 受 金	1,307
建 物	71,918	役 員 賞 与 引 当 金	84
リ ー ス 資 産	351	退 職 給 付 引 当 金	10,157
建 設 仮 勘 定	368	価 格 変 動 準 備 金	134,006
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,730	繰 延 税 金 負 債	36,775
無 形 固 定 資 産	36,751	負 債 の 部 合 計	7,029,948
ソ フ ト ウ ェ ア	36,022	（ 純 資 産 の 部 ）	
リ ー ス 資 産	24	資 本 金	110,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	704	資 本 剰 余 金	35,054
代 理 店 貸	273	資 本 準 備 金	35,054
再 保 險 貸	6,857	利 益 剰 余 金	420,669
そ の 他 資 産	59,001	利 益 準 備 金	74,946
未 収 金	21,808	そ の 他 利 益 剰 余 金	345,723
前 払 費 用	5,603	不 動 産 圧 縮 積 立 金	1,344
未 収 収 益	19,046	特 定 株 式 取 得 積 立 金	17
預 託 金	2,264	別 途 積 立 金	200,000
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	2,233	繰 越 利 益 剰 余 金	144,361
金 融 派 生 商 品	6,372	株 主 資 本 合 計	565,723
仮 払 金	1,230	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	368,767
そ の 他 の 資 産	442	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	368,767
貸 倒 引 当 金	△ 1,518	純 資 産 の 部 合 計	934,490
資 産 の 部 合 計	7,964,439	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,964,439

（金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

注記事項

(貸借対照表注記)

1. 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権勘定のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券

・時価法(売却原価は移動平均法により算定しております)

(2) 満期保有目的の債券

・移動平均法による償却原価法(定額法)

(3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく債券をいう)

・移動平均法による償却原価法(定額法)

(4) 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)

・移動平均法による原価法

(5) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のものは、時価法(売却原価は移動平均法により算定、ただし、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法))

・市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は次のとおりであります。

将来の債務履行を確実にできるよう、保険商品の特性やリスク許容度を十分に考慮した資産運用方針をたて、管理しております。

このような運用方針のもと、保険商品の特性に応じて以下のとおり小区分を設定し、各小区分におけるデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券については、責任準備金対応債券に区分しております。

(1) 一般資産区分における個人保険・個人年金保険

(2) 無配当保険資産区分における個人保険・個人年金保険(今後5年超40年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象)

(3) 団体年金保険資産区分における団体年金保険

3. デリバティブ取引の評価は時価法により処理しております。

4. 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

①1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

・定額法

②上記以外の有形固定資産

- ・定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、建物附属設備及び構築物	2～50年
器具備品	2～20年

(2)リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とする定額法

5. 外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券は、3月末日の直物為替相場により円貨に換算しております。

6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額等を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,638百万円であります。

7. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は次のとおりであります。

(1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、時価ヘッジ処理を採用しております。なお、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建有価証券、外貨建定期預金
通貨オプション	外貨建有価証券

(3)ヘッジ方針

資産運用に関する社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

12. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

(1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

13. 保険料等収入（再保険収入を除く）については、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。

14. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもの（以下「既発生未報告支払備金」という。）のうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

既発生未報告支払備金については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

15. 無形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

（1）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。

（2）リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とする定額法

16. 重要な会計上の見積りは次のとおりであります。

（1）責任準備金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

責任準備金 6,702,031 百万円、責任準備金繰入額 134,265 百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（i）算出方法

算出方法は、「貸借対照表注記－12」に記載のとおりであります。

（ii）主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

（2）退職給付に関する会計処理

①当事業年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金 10,157 百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i)算出方法

退職給付債務及び退職給付費用は、将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算出しております。

なお、退職給付見込額の期間帰属方法については、「貸借対照表注記－8」に記載のとおりであります。

(ii)主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等

数理計算上の計算基礎に関する事項は、「貸借対照表注記－34－(2)確定給付制度－⑦数理計算上の計算基礎に関する事項」に記載のとおりであり、主要な仮定である割引率や長期期待運用収益率等が変動した場合、退職給付引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(3)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 1,120 百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i)算出方法

資産のグルーピング方法は、「損益計算書注記－9－(1)資産をグルーピングした方法」に記載のとおりであります。

減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を当事業年度の損失として計上しております。

(ii)主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等

減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、営業用資産については、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しており、投資用資産については、物件ごとの過去実績及び今後の収支見込みに基づき算出しております。

主要な仮定である保険営業活動から生じる損益や収支見込みが悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。

17. 企業結合関係に関する事項は次のとおりであります。

会社分割（吸収分割）による事業の受入れ

(1)取引の概要

①対象となった事業の内容

システムの開発、運営及びサーバーの保守等を行う事業

②企業結合日

2024年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を承継会社とし、T&D情報システム株式会社を分割会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

大同生命保険株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

D X人材の確保・育成、及び所管部門とシステム部門が一体となった迅速かつ機動的なシステム開発体制の構築に向けて、T & D情報システム株式会社の当社システム開発機能を集約するため吸収分割いたしました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

18. 当事業年度末までに公表されているものの、適用されていない会計基準等は以下のとおりであります。

(1)リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日）

①概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

②適用予定日

2027 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

(2)金融商品会計に関する実務指針（移管指針第 9 号 2025 年 3 月 11 日）

①概要

ファンドに組み入れた非上場株式を時価評価することにより、財務諸表の透明性向上と、投資家に対する情報開示の充実化を図ることを目的として、またその結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されることを期待して、企業会計基準委員会において、「金融商品会計に関する実務指針」の改正が行われました。

本改正では、一定の要件を満たす組合等への出資について、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式を時価評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができる定めが新設されました。当該定めを適用する場合、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価のうえ、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上し、減損処理については時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って行います。

②適用予定日

2026年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

19. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項、並びに金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、生命保険業免許に基づき、生命保険の引受けを行い、保険料として収受した金銭等の運用として、主に有価証券投資、貸付等を行っております。

運用に際しては、お客さまからお預かりした保険料を効率的に運用するため、「保証利率や保険期間などの商品特性に対応した資産運用」及び「資産の健全性維持」を取組方針としております。

これらの取組方針に則した資産運用を行うために、保険契約の特性に対応した資産配分をすることにより運用収益を確保しております。

また、「ERM委員会」を設置し、資本・収益・リスクの経済価値ベースでの一体管理（ERM）の推進・充実に努めるとともに、ERMの状況について定期的に把握・確認しております。

なお、効率的な資産運用を図る観点からデリバティブ取引を活用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であります。

また、保有する有価証券のリスクをヘッジする目的等で、デリバティブ取引を行っております。

有価証券は、主に公社債、株式、投資信託（主に株式、債券、外国株式、外国債券を投資対象とするもの）及び外国証券等であり、安定的な収益確保、市場見通しに基づく運用、長期保有による運用を目的に保有しております。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

貸付金は、主に国内の企業向け貸付、個人向け貸付及び保険約款に基づく貸付であります。このうち、企業向け貸付及び個人向け貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、債券先物取引、株価指数先物取引、為替予約取引、通貨オプション取引、株価指数オプション取引等を行っており、現物資産の補完的取引として以下の4つの目的に限定して活用しているため、リスクは限定的なものになっております。

①現物資産の価格変動リスクに対するヘッジ取引

②現物資産をポートフォリオに組入れるまでの時間的な問題や、流動性の問題を解消するための現物資産を補完・代替することを目的としたヘッジ取引

③現物資産のデュレーションや金利種類（固定・変動）の調整を目的としたヘッジ取引

④現物資産の信用リスクに対するヘッジや信用リスクの分散を目的としたヘッジ取引

また、以下の取引等についてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、手続き、有効性評価の方法及び指定方法等を規程として明確に定め、適正にヘッジ会計の適用を行っております。

①外貨建有価証券をヘッジ対象とし、為替予約取引又は通貨オプション取引をヘッジ手段とする取引

②外貨建定期預金をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段とする取引

ヘッジ会計の方法は、時価ヘッジ処理を採用しております。

なお、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジの有効性の判定は、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、「リスク管理基本方針」を制定し、各種リスクを統括して管理するための態勢を構築しております。

具体的には、経営上のリスクを細分化し、リスク種類毎に配置された管理部門がリスク状況の把握・分析・評価及び業務執行部門への牽制・指導を行っております。

さらに、「リスク統括委員会」を設置し、全社のリスクを統括管理し、リスク管理の徹底を図っております。

経営上のリスクのうち、金融商品に係るリスクとしての市場リスク・信用リスクは資産運用リスク管理規程に基づき、流動性リスクは流動性リスク管理規程に基づき、総合リスク管理部がリスク管理を行っております。

また、「ERM委員会」を設置し、資産・負債に関わる収益・リスクの総合管理を行っております。

①市場リスク・信用リスクの管理

リスク管理部門では、市場リスク・信用リスクを計量化（金額換算）する等定期的に把握・分析・評価を行い、そのリスクを自己資本等の一定範囲内に抑えることにより、管理を行っております。

(i) 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株価等のさまざまなリスクファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価額が変動し損失を被るリスク、すなわち、「金利リスク」、「為替リスク」、「価格変動リスク」をいいます。

市場リスクに関しては、金利、為替、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、ポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資産配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

(ii) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少・消失し損失を被るリスクをいいます。

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaR（バリュー・アット・リスク）を用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。

また、リスクに応じた投融資限度額・投融資金利を設定するとともに、業種や企業グループ単位での投融資限度額を設定し、特定業種・企業グループへの投融資集中を制御しております。

②流動性リスクの管理

流動性リスクとは、資金繰りリスク及び市場流動性リスクをいい、金融商品に係るリスクである市場流動性リスクとは、市場の混乱等によって市場での取引ができない等により損失を被るリスクをいいます。

市場流動性リスクに関しては、資金繰り管理部門が、資産運用に関する資金移動等のキャッシュ・フローを把握し、資金計画等を策定しており、リスク管理部門が、流動性の高い資産の確保の状況やキャッシュ・フローの状況を監視しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

① 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（以下、「組合出資金等」という。）は、次表には含めておりません（（注）を参照ください。）。

また、現金及び預貯金、コールローン、買入金銭債権勘定のうちコマーシャルペーパー、金銭の信託は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(i) 買入金銭債権	15,424	15,298	△ 125
有価証券として取り扱うもの	12,921	12,921	—
その他有価証券	12,921	12,921	—
上記以外	2,502	2,377	△ 125
(ii) 有価証券	6,095,049	5,436,636	△ 658,412
売買目的有価証券（※1）	16,298	16,298	—
満期保有目的の債券	93,949	96,694	2,745
責任準備金対応債券	3,382,029	2,720,870	△ 661,158
その他有価証券（※1）	2,602,772	2,602,772	—
(iii) 貸付金	831,586	816,546	△ 15,040
保険約款貸付（※2）	81,253	84,153	2,908
一般貸付（※2）	751,804	732,392	△ 17,949
貸倒引当金（※3）	△ 1,470	—	—
資産計	6,942,060	6,268,481	△ 673,579
金融派生商品（※4）			
(i) ヘッジ会計が適用されていないもの	2,216	2,216	—
(ii) ヘッジ会計が適用されているもの	(4,133)	(4,133)	—
金融派生商品計	(1,916)	(1,916)	—

（※1）一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

（※2）差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

（※3）貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注) 当事業年度末において、市場価格のない株式等（非上場株式等）及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「資産(ii)有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表 計上額
関係会社株式等	2,766
非上場株式等(*1)	1,255
組合出資金等(*2)	1,511
その他有価証券	499,888
非上場株式等(*1)	11,092
組合出資金等(*2)	488,796

(*1) 非上場株式等については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

②金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(i) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	12,921	—	12,921
その他有価証券	—	12,921	—	12,921
有価証券	1,062,770	1,305,301	—	2,368,071
売買目的有価証券	—	15,786	—	15,786
その他の証券	—	15,786	—	15,786
その他有価証券	1,062,770	1,289,514	—	2,352,284
公社債	228,766	563,049	—	791,816
国債	220,428	—	—	220,428
地方債	—	22,017	—	22,017
社債	8,337	541,032	—	549,369
株式	264,958	—	—	264,958
外国証券	314,280	658,211	—	972,491
外国公社債	177,175	90,737	—	267,913
外国株式	12,372	—	—	12,372
外国その他の証券	124,732	567,473	—	692,205
その他の証券	254,764	68,253	—	323,017
金融派生商品	—	6,372	—	6,372
通貨関連	—	6,372	—	6,372
資産計	1,062,770	1,324,594	—	2,387,364
金融派生商品	—	8,289	—	8,289
通貨関連	—	8,289	—	8,289
負債計	—	8,289	—	8,289

(ii) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	—	2,377	2,377
有価証券として取り扱うもの以外	—	—	2,377	2,377
有価証券	2,188,988	628,577	—	2,817,565
満期保有目的の債券	83,644	13,049	—	96,694
公社債	83,644	13,049	—	96,694
国債	83,644	—	—	83,644
社債	—	13,049	—	13,049
責任準備金対応債券	2,105,343	615,527	—	2,720,870
公社債	2,105,343	613,194	—	2,718,537
国債	2,105,343	—	—	2,105,343
地方債	—	124,830	—	124,830
社債	—	488,363	—	488,363
外国証券	—	2,333	—	2,333
外国公社債	—	2,333	—	2,333
貸付金	—	—	816,546	816,546
保険約款貸付	—	—	84,153	84,153
一般貸付	—	—	732,392	732,392
資産計	2,188,988	628,577	818,923	3,636,489

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

買入金銭債権

有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは有価証券と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。一般貸付として取り扱うことが適当と認められるものは貸付金のうち一般貸付と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

有価証券

上場株式は市場における相場価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

債券は観察可能な取引価格等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できるものはレベル1、観察可能な取引価格等を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。取引価格等を入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等により時価を算定しております。算定に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、信用リスクのプレミアム等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

また、投資信託は市場における相場価格又は業界団体や投資信託委託会社が公表する基準価額等を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

貸付金

保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。

一般貸付のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額をもって時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、キャッシュ・フローによる回収可能見込額、又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は当事業年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

これらの取引については、観察できないインプットを用いていることから、レベル3の時価に分類しております。

金融派生商品

- ・為替予約取引は、先物為替相場によっており、レベル2の時価に分類しております。
- ・債券先物取引、株価指数先物取引、通貨オプション取引、株価指数オプション取引等は、市場における相場価格又は観察可能な市場データに基づき算定された価格等を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

③一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託
一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす一部の投資
信託については、「②金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の開示を行っておりません。
当該投資信託の貸借対照表計上額は 250,999 百万円であります。

(i) 投資信託財産が金融商品である投資信託の調整表

時価算定会計基準適用指針第 24－3 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整
表

(単位：百万円)

	売買目的有価証券	その他有価証券	合計
	外国その他の証券	外国その他の証券	
期首残高	746	198,685	199,432
当事業年度の損益又は純資産の部	△ 229	14,815	14,585
損益に計上(*1)	△ 229	23,379	23,149
純資産の部に計上(*2)	—	△ 8,564	△ 8,564
購入、売却及び償還等の純額	△ 4	9,331	9,326
期末残高	511	222,832	223,344
当事業年度の損益に計上した額のうち当事業年度末において保有する投資信託の評価損益(*1)	△ 229	3,496	3,267

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」・「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 貸借対照表の純資産の部「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(ii) 当事業年度末における投資信託財産が金融商品である投資信託の解約又は買戻し請求に関する制限
の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

	売買目的有価証券	その他有価証券	合計
	外国その他の証券	外国その他の証券	
解約又は買戻し請求の申込可能日の頻度等に制限があるもの	511	89,810	90,322
上記以外	—	133,021	133,021
合計	511	222,832	223,344

(iii) 投資信託財産が不動産である投資信託の調整表

時価算定会計基準適用指針第 24－9 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整
表

(単位：百万円)

	その他有価証券		合計
	外国その他の証券	その他の証券	
期首残高	7,489	19,078	26,567
当事業年度の損益又は純資産の部	△ 436	321	△ 114
純資産の部に計上(*)	△ 436	321	△ 114
購入、売却及び償還等の純額	—	1,202	1,202
期末残高	7,052	20,602	27,655

(*) 貸借対照表の純資産の部「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

20. オフィス及び賃貸店舗として利用している建物の石綿の除去義務につき資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、支出発生までの見込期間は建物の取得から50年間、割引率は2.11%を使用しております。

当事業年度における資産除去債務の増減は次のとおりであります。

期首残高	2,124 百万円
その他増減額	－百万円
期末残高	2,124 百万円

21. 当事業年度末における賃貸等不動産の貸借対照表計上額は138,451百万円、時価は211,853百万円であります。

当社は、全国主要都市を中心に、賃貸用のオフィスビル等を所有しており、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「公示価格」等に基づいて自社で算定した金額によっております。

22. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、338百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は307百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、1,638百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は30百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権は0百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 有形固定資産の減価償却累計額は119,836百万円であります。

24. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は16,627百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

25. 関係会社に対する金銭債権の総額は35,358百万円、金銭債務の総額は589百万円であります。

26. 税効果会計に関する事項は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の総額は、127,402 百万円、繰延税金負債の総額は、152,642 百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した額は 11,535 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 38,946 百万円、価格変動準備金 38,727 百万円、退職給付引当金 19,063 百万円及び有価証券評価損 12,721 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 147,359 百万円、連結法人間譲渡益繰延 3,799 百万円、有価証券に係る未収配当金 832 百万円及び不動産圧縮積立金 546 百万円であります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度における法定実効税率は 27.9%であります。法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2026 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 27.9%から 28.9%に変更されております。

この変更により、法人税等調整額が 3,318 百万円減少し、当期純利益が 3,318 百万円増加しております。また、繰延税金負債が 1,745 百万円増加し、その他有価証券評価差額金が 5,064 百万円減少しております。

(4) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、株式会社 T & D ホールディングスを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

27. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	45,537 百万円
当事業年度契約者配当金支払額	12,713 百万円
利息による増加額	13 百万円
その他による増加額	46 百万円
契約者配当準備金繰入額	11,518 百万円
当事業年度末現在高	44,402 百万円

28. 関係会社の株式又は出資金の総額は 2,766 百万円であります。

29. 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額は、10,836 百万円であります。

30. 担保に供している資産の額は、有価証券（国債）28,733 百万円であります。

31. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は285,110百万円であります。

32. 1株当たり純資産額は322,238円22銭であります。

33. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、10,054百万円であります。

34. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出型年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	83,945 百万円
勤務費用	3,258 百万円
利息費用	1,130 百万円
数理計算上の差異の発生額	△7,029 百万円
退職給付の支払額	△3,718 百万円
その他	<u>260 百万円</u>
退職給付債務の期末残高	<u>77,845 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	72,982 百万円
期待運用収益	960 百万円
数理計算上の差異の発生額	△4,824 百万円
事業主からの拠出額	2,245 百万円
退職給付の支払額	<u>△3,674 百万円</u>
年金資産の期末残高	<u>67,688 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	76,842 百万円
年金資産	△67,688 百万円
（うち退職給付信託	<u>△50,903 百万円</u>
	9,153 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>1,003 百万円</u>
退職給付引当金	<u>10,157 百万円</u>

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	3,258 百万円
利息費用	1,130 百万円
期待運用収益	△960 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△2,205 百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,222 百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	83.9%
外国証券	6.6%
現金及び預金	5.1%
株式	4.4%
その他	<u>0.0%</u>
合計	<u>100.0%</u>

年金資産合計には、退職給付信託が 75.2%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する様々な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率 1.62%～2.22%

長期期待運用収益率

確定給付企業年金 2.29%

退職給付信託 1.03%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、270 百万円であります。

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経常収益等	入料	841,262								1,148,473	
保険料	入料	821,887									
再保険	入益	19,375									
資産	利息	274,492									
利	預有価	206,265									
	貸不	242									
	の	170,977									
	金有為貸そ	23,306									
	特	10,827									
	年	910									
	保支	3									
	そ	55,102									
		9,085									
		1,208									
		2,783									
		43									
		32,718									
		25,078									
		910									
		1,502									
		5,226									
経常費用等	支払	611,074								1,034,911	
保険金	金	147,595									
再保険	金	65,505									
給付	金	65,110									
解約	金	318,351									
再	金	9,616									
責任準備金	料	4,894									
責任準備金	額	134,278									
契約者配当	額	134,265									
資産	利息	13									
支	費用	133,575									
有価証券	損	56									
有価証券	損	228									
有価証券	損	55,818									
有価証券	費用	9,279									
有価証券	費用	41,199									
有価証券	費用	3,266									
有価証券	費用	23,725									
有価証券	費用	131,712									
有価証券	費用	24,271									
有価証券	費用	1,041									
有価証券	費用	12,555									
有価証券	費用	7,375									
有価証券	費用	164									
有価証券	費用	3,134									
経常利益										113,562	
特別利益										2,958	
固定資産		2,603									
減価償却		355									
特別損失										5,856	
固定資産		1,411									
減価償却		1,120									
減価償却		3,324									
契約者配当										11,518	
引当金										99,144	
法人税										31,532	
法人税										△ 5,001	
法人税										26,530	
当期純利益										72,613	

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

(損益計算書注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は 755 百万円、費用の総額は 3,882 百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、外国証券 28,968 百万円、株式等 25,560 百万円、国債等債券 488 百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 46,244 百万円、外国証券 6,515 百万円、株式等 3,057 百万円であります。
4. 有価証券評価損の主な内訳は、外国証券 8,793 百万円、その他の証券 364 百万円、株式等 121 百万円であります。
5. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、10,401 百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用損の主な内訳は、評価損 224 百万円であります。
7. 金融派生商品費用には、評価益が 7,283 百万円含まれております。
8. 1 株当たり当期純利益は 25,039 円 18 銭であります。
9. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産をグルーピングした方法

保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で 1 つの資産（営業用資産）グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに 1 つの資産（投資用資産）グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	種 類	場 所	件 数	減 損 損 失		
				土 地	建 物	計
賃貸不動産	土地及び建物	福島県郡山市等	3 件	597 百万円	523 百万円	1,120 百万円

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。